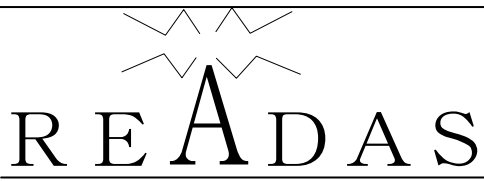


第 5050 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 8月20日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 公的年金等に係る申告不要制度の改正

Q：公的年金等に係る申告不要制度が見直しされたようですが、どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

平成26年度の税制改正で、公的年金等に係る申告不要制度が見直され、制度の対象となる者を「公的年金等の全部について所得税を徴収された又はされるべき場合」に限定することとし、源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受ける者については、適用できないこととされました。

ここでいう「公的年金等の全部について所得税を徴収された又はされるべき場合」とは、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象にならない公的年金等の受給のない場合をいい、所得税法第203条の6（源泉徴収を要しない公的年金等）の規定により源泉徴収を要しないこととされる公的年金等は、これに該当しないこととされています。

つまり、年金等の額が少額であることから源泉徴収を要しないこととされる公的年金等の支払いを受ける場合には、申告不要制度の対象外とされないこととなっています。

